第2期 稲沢市子ども・子育て支援事業計画策定基本方針 (振粋) ~子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援する仕組みづくり~

1 第2期 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する基本的な考え方

平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が国会で成立し、平成27年度に新制度がスタートした。この新制度は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることを主眼としている。

これにあわせて、都道府県や市町村においても、新制度に対応するため、地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となる「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて各制度の改正が行なわれた。

現行計画の策定にあたっては、①ニーズ調査等を実施し、子育て家庭のニーズを的確に把握すること、②調査結果を踏まえて「量の見込み」及び「確保方策」を検討すること、③一元的なシステムを構築すること、④利用定員の設定について意見を聴くための「子ども・子育て会議」を設置するよう努めること、以上の4点を必須事項として盛り込んだ経緯がある。このたび、平成31年度をもって現行計画が終了することから、現行計画の効果を検証し、次期計画の策定を2か年にわたって進めていくこととする。

2 計画策定の進め方

実効性のある計画とするためには、次の3点に留意する必要がある。

- ① 現行の子ども・子育て支援事業計画を評価し、活用すること
- ② 市民参加条例に規定された市民参加の手法をできるだけ取り入れ、市民との協働により策定を進めること
- ③ 計画策定後の進捗管理を行う仕組みを入れること
- ※現行の「子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュールを参考に設定。今後の国県等からの情報や策定内容等再検討の結果、変更も考えられる。